

明治国際医療大学における公的研究費の不正防止計画

平成19年10月11日制定

平成23年4月1日改正

平成26年4月1日改正

令和3年11月1日改正

本学において、公的研究費の適正な使用を徹底するため、「明治国際医療大学公的研究費の管理・監査に関する規程」の第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり定める。

(1) 公的研究費の使用

- ①公的研究費の使用に際しては、学院の指定する物品購入申請書をもって処理を行うこととし、これを根拠資料として保管することとする。
- ②公的研究費等の運営・管理に関わる全ての研究者及び職員は、誓約書（様式1）（様式2）を提出しなければならない。

(2) 物品の検収体制等

- ①物品の発注・納品・検収は、原則として大学事務局総務課が実施する。
- ②教育職員（研究者）による発注で納入業者が直接教育職員（研究者）へ納品する場合には、後で大学事務局総務課が現物確認を行うこととする。
- ③物品検収の流れについては、学内の関係者及び納入業者に対して周知徹底を図ることとする。

(3) 旅費の事実確認

- ①国内または外国への出張については、学院の指定する出張伺書をもって事前の了承を得ることとする。
- ②上記の出張を行った者は、それに係る学会参加費、高速料金、宿泊費等の証拠書類（領収書等）を取り揃え速やかに大学事務局総務課に提出する。
- ③当該出張の日程、目的、成果等を記載した出張報告書を必ず大学事務局総務課に提出する。（出張内容が学会であれば、抄録（写し可）を添付し提出する。）

(4) 謝金の事実確認

- ①謝金の支出に際しては、指定する出勤表・領収書・タイムカードの提出を義務とする。
- ②被験者への謝金の支出に際しては、適正な判断のもと金品等が手渡されることとする。その際は、受領書の徴収を必須とする。

(5) 内部監査体制等

- ①無作為抽出により公的研究費が適正に執行されているかを確認する為、11月および2月に内部監査を行う。
- ②場合によっては外部業者に監査を依頼することがある。
- ③①の内部監査時において、チェックする項目は別に定める。

(様式1)

【教員用】

誓約書

明治国際医療大学 学長 殿

- 1 私は、明治国際医療大学の学術研究に係る規則・規定等を遵守します。
- 2 研究活動並びに経費執行の支援にあつては、明治国際医療大学の関係規則及び当該研究費に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正使用や研究における不正行為を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを約束します。
- 3 規則等に違反して、不正を行った場合並びに私の責任で大学に不利益を与えた場合は、明治国際医療大学並びに配分機関の処分及び法的な責任は私が負うことを誓約します。

誓約日 _____ 年 月 日

所属 _____

氏名 (自著) _____

(様式2)

【職員用】

誓 約 書

明治国際医療大学 学長 殿

1. 私は、公的研究費等の使用・管理にあたり、本学及び配分機関の規則等を遵守します。
2. 公的研究費等の使用・管理にあたっては、公的研究費等の原資は、主に国民の税金であることを認識し、研究計画に基づき適正な執行管理を行い不正防止に努めることを約束します。
3. 規則等に反して不正を行った場合は、本学及び公的研究費等の配分機関による処分の対象となることを理解し、公的研究費等の使用・管理を行います。

誓約日 _____ 年 月 日

所属 _____

氏名 (自著) _____